

平成28年度  
第1回 南丹市放課後児童健全育成事業  
運 営 委 員 会  
会議資料

日時：平成28年12月8日（木）

10時00分～

場所：南丹市八木公民館

南丹市教育委員会  
社会教育課

# 平成28年度

## 第1回 南丹市放課後児童健全育成事業運営委員会 次第

平成28年12月8日（木）

午前10時00分～

南丹市八木公民館

1. 開会

2. あいさつ

3. 運営委員紹介

4. 委員長・副委員長（2名）選出

5. 協議内容

・平成28年度現状報告

・来年度の開設について

・その他

6. 児童クラブ見学

八木せきれい東放課後児童クラブ（八木東教育集会所）

7. 閉会

# 平成28年度 南丹市放課後児童健全育成事業運営委員名簿

任期 平成28年4月1日～

平成29年3月31日

(敬称略/順不同)

委員氏名	所属等
富田 陽子	南丹市社会教育委員
松尾 武治	南丹市議会（総務常任委員）
小南 久仁子	民生児童委員
三宅 愛子	園部こすもす放課後児童クラブ 保護者代表
川勝 建太郎	八木せきれい東放課後児童クラブ 保護者代表
田丸 文雄	園部第二小学校長
城内 千恵美	八木東小学校長
坂本 誠	殿田小学校長
船越 護	美山小学校長
西田 文英	南丹市役所子育て支援課

## 南丹市放課後児童健全育成事業運営委員会規約

### (目的)

第1条 この会は、放課後児童クラブ事業の円滑な運営を図るため、児童クラブの運営について審議することを目的とする。

### (組織)

第2条 運営委員会の委員は、議会、学校、保護者、主任児童委員、社会教育委員等の代表概ね15名以内で組織し、教育長が委嘱する。また必要に応じて支援員の出席を求めることができる。

2 委員の任期は一年とし、再任は妨げない。

### (役員)

第3条 運営委員会に次の役員を置く。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 2名

2 役員は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総括し、運営委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 運営委員会は委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 運営委員会は、委員総数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

### (その他)

第5条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

本規約は、平成20年5月1日より施行する。

## 放課後児童クラブとは

保護者が共働きであるなどの理由で、放課後の保育に欠ける児童のために設置された施設。一般に「学童」といわれているが、呼び名は地域によって様々で、南丹市では「放課後児童クラブ」という。親の子育てと就労の両立を図るとともに、子どもたちの安全で生き生きとした放課後の生活を作り出すことを目的とする。

60年ほど前に「安心して働きたい」という働く親たちの切実な願いから大阪で開始されたのが始まり。今日では働く女性や核家族が増加する中で様々な形態で全国に増え続け、27,638ヶ所(2016.5)で開設され、入部児童数は107万人を超える。

法律上の裏づけは長年なかったが、社会的な理解が進む中で平成10年4月から「放課後児童健全育成事業」という名称で児童福祉法に位置づけられ、また第2種社会福祉事業と位置づけられた。

放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項(放課後児童健全育成事業)を根拠法としている。平成24年8月に改正され、対象児童の規定が「小学校に就学しているおおむね10歳未満であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」から「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」に変更された。

また、同年8月には「子ども・子育て支援法」の策定が行われ、放課後児童クラブについての国の制度と市町村の施策が変更された。国は厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を公布し、これに基づいて南丹市も条例を策定している。

これらの法令と国の運営指針をベースに概略的に整理すると、放課後児童クラブは①小学校に就学している児童で、保護者が就労により昼間家庭にいない児童や、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子どもを対象とし、②その放課後の時間帯において適切な遊び及び生活の場を提供し、③子どもの放課後の遊び・生活を支援することを通じて、その子どもの健全育成を図ることを目的とする事業である。

## 放課後児童クラブの生活

南丹市で開設している7クラブの平日の開始時間は、児童の下校時刻が学校、学年によって、また日によって変わることから、クラブによって異なる。(午後2時30分頃から4時頃までと差がある)子どもたちが通っているそれぞれの学校に下校時刻を確認し支援員は、授業終了時刻に合わせて出勤をする。(午後2時頃出勤)

子どもたちは学校を終えると、1年生から順次「ただいま」と言って児童クラブに帰ってくる。帰ってくると宿題をしたり、自由遊びや集団遊びをする。集団活動や自由活動では体育館やグラウンドで、野球、ドッジボール、キックベースボールなどを楽しんだり、室内ではオセロや将棋、けん玉、折り紙や段ボールを使った創作活動など様々な活動を行っている。また、どのクラブでも「おやつ時間」を設けており、揃っておやつをいただく。おやつが

終わるとふたたび遊びや活動を始め、帰りの時間になると、掃除や片付けをして保護者の迎えを待つ。

春・夏・冬休みなどの学校の長期休業日や、土曜日および学校の振替休日などは朝からの1日保育となる。給食がない短縮授業の時は、児童クラブでお昼（お弁当）を食べてから午後の活動をする。

■ 1日のプログラム例

時間	学校開設の日 (月～金)	一日開所の日 (夏季休業日、土曜日など)
7 : 4 5		順次出席
9 : 0 0		出席者、連絡帳の確認 朝の学習(宿題) ひとやすみ
1 0 : 0 0		集団活動または遊び (みんな遊び・制作など)
1 1 : 0 0		休憩
1 2 : 0 0		ひるごはん (お弁当を食べます)
1 3 : 0 0		プール (クラブによっては、午前中)
1 4 : 0 0	順次出席 (連絡ノートを出し、持ち物を整理) 宿題	
1 5 : 0 0	遊び (グラウンドや体育館、公園)	休憩、片付け、おやつ
1 6 : 0 0	おやつ	集団活動または遊び

17:00	遊び	
18:30	順次帰宅 (帰る準備) 最終帰宅	順次帰宅 (帰る準備) 最終帰宅

### 放課後児童支援員の役割

南丹市では、安全面への配慮や事業の円滑な運営のために支援員は原則2名以上の複数体制とし、必要に応じて加配を配置している。

(1) 支援員は以下について留意のうえ、(2)に掲げる活動を行う。

- ①子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮
- ②体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止
- ③保護者との対応・信頼関係の構築
- ④個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護
- ⑤放課後児童支援員としての資質の向上
- ⑥事業の公共性の維持

(2) 放課後児童支援員は、次に掲げる活動を行うこと。

- ①子どもの健康管理、出席・退席確認をはじめとした安全確保、情緒の安定を図ること。
- ②遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
- ③基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
- ④活動状況について家庭との連絡、情報交換を行うこと。

#### 支援員の扱いについて

放課後児童支援として必要となる知識・技能を補完するため、国が示す認定資格研修ガイドラインの全国一律研修カリキュラムを基に、職務を遂行する上での必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことに主眼をおいて義務研修を行う。

研修の主催は都道府県。京都府では、平成28年1月から2月が初回として行われた。28年

度研修は開催回数も増え、南丹市からも受講中。研修を修了した者に支援員認定資格修了証が交付される。

経過措置・・・平成32年3月末までの5年間で修了すること  
平成28年11月末現在での南丹市受講済み者数は13人。

(研修内容)

- ・放課後児童クラブの理解 目的や制度内容、一般原則と権利擁護、福祉施策等
- ・子どもを理解するための基礎知識 発達理解、児童期の生活と発達、障がいのある子どもの理解、特に配慮を必要とする子どもの理解
- ・放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 遊びの理解と支援、障がいのある子どもの育成支援
- ・保護者 学校 地域との連携と協力
- ・安全と安心への対応 子どもの生活面における対応、安全対策、緊急時対応
- ・支援員として求められる役割、機能 仕事内容、放課後児童クラブの運営管理と職場倫理